

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 9 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医薬局総務課

「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン～医療分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」の改正について

令和 3 年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）が改正され、事業者による合理的配慮の提供の義務化及び障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化をすることとされ、合理的配慮の提供の義務化については令和 6 年 4 月 1 日から施行となりました。また、法を踏まえて、障害を理由とする差別の解消に向けた基本的な考え方を示す、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和 5 年 3 月 14 日閣議決定。以下「基本方針」という。）が策定されております。

法第 11 条第 1 項において、主務大臣は基本方針に即して事業者が適切に対応するために必要な指針を定めるものとされており、従前より、医療関係事業者に向けた対応指針として、「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」を定めており、今般の合理的配慮の提供の義務化等の施行に向けて、別添のとおりガイドラインの改正を行いましたので、ご承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。

（参考資料）

障害者差別解消法が変わります！令和 6 年 4 月 1 日から合理的配慮の提供が義務化されます！（内閣府周知用リーフレット）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo2/print.pdf